

自院活用できるか？

# 「医療法人の出資持分に係る 相続税・贈与税の納税猶予等」の しくみと注意点！！

平成 26 年 10 月 23 日(木)14:00~16:00

持分ありの医療法人は、平成 26 年 10 月 1 日から 3 年間、厚生労働省に申請し認定を受ければ、持分なしの医療法人に移行する際に、税制優遇措置や低利の融資などを受けられるようになりました。今回のセミナーでは、そのしくみと注意点についてわかりやすく解説いたします。

対象者 ドクターおよび奥様、ご家族

参加費 無 料 定員 20 名

会 場 保事協会館  
京都市中京区高倉通御池上ル柊町  
(地下鉄烏丸御地 1 番出口から東へ2分、高倉通北へ  
曲がってすぐ。)

## 【講師紹介】

**板谷 一郎 氏 板谷一郎税理士事務所 所長 税理士**

(社)日本医業経営コンサルタント協会 認定登録医業経営コンサルタント・ファイナンシャルプランナー (CFP®)。平成 12 年、奈良市西大寺にて板谷一郎税理士事務所を開業。「良い医療は、良い経営から」をモットーに、医業経営に専門特化した会計事務所として病医院の経営改善に取り組む。開業からリタイアまでのライフプランニングを提案し、院長先生・ご家族の身近な相談相手として幅広く活躍中。

必要事項をご記入の上、FAXにてお申込ください。申込締切:10月17日(金)

医院名		ご連絡先	TEL
ご参加者名			FAX

※本書にご記入いただきました個人情報はセミナー出欠管理のみに使用し、他の目的には一切使用いたしません。

**FAX:075-223-1795**

お問合せ先

京都府保健事業協同組合 保険福祉課

〒604-0826 京都市中京区高倉通御池上ル柊町 583-2

TEL 075(223)1493 FAX 075(223)1795